

**南島原市**  
**第7期障がい福祉計画**  
**第3期障がい児福祉計画**  
**【素案】**

**令和6年**  
**長崎県 南島原市**





# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
(1) 障がい福祉計画 .....	2
(2) 障がい児福祉計画 .....	2
(3) 本市が策定する他計画との関係 .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の対象と範囲 .....	3
5 計画策定の体制 .....	3
(1) 南島原市障害者計画等策定委員会の設置 .....	3
(2) 福祉に関するアンケート調査の実施 .....	3
(3) パブリックコメントの実施 .....	3
6 「障がい」等の表記について .....	3
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b> .....	<b>4</b>
1 障がい者等の状況 .....	4
(1) 各種障害者手帳所持者数の推移 .....	4
(2) 身体障害者手帳所持者の状況 .....	5
(3) 療育手帳所持者の状況 .....	7
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 .....	8
(5) 難病患者の状況 .....	9
2 障がい児の状況 .....	9
(1) 就学前の障がい児の状況 .....	9
(2) 就学している障がい児の状況 .....	10
3 調査結果の概要 .....	12
<b>第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況</b> .....	<b>17</b>
1 第6期障がい福祉計画の実施状況 .....	17
成果目標1 施設入所者の地域生活への移行 .....	17
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	17
成果目標3 地域生活拠点等における機能の充実 .....	18
成果目標4 福祉生活から一般就労への移行等 .....	18
成果目標5 相談支援体制の充実・強化等 .....	19
成果目標6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 .....	19
2 第2期障がい児福祉計画の実施状況 .....	20
成果目標 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備 .....	20

<b>第4章 計画の基本理念</b> .....	<b>21</b>
1 基本理念 .....	21
2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	22
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	22
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	22
<b>第5章 本計画における目標値の設定</b> .....	<b>23</b>
1 施設入所者の地域生活への移行 .....	23
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	24
3 地域生活支援の充実 .....	25
4 福祉生活から一般就労等への移行状況 .....	26
5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備 .....	28
6 相談支援体制の充実・強化等 .....	29
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 .....	30
<b>第6章 障がい福祉サービスの見込み量</b> .....	<b>31</b>
1 障がい福祉サービスの見込み量 .....	31
(1) 訪問系サービス .....	31
(2) 日中活動系サービス .....	33
(3) 居住系サービス .....	37
(4) 入所系サービス .....	38
(5) 相談支援 .....	39
2 障がい児福祉サービスの見込み量 .....	41
(1) 障害児通所系サービス .....	41
(2) 障害児訪問系サービス .....	42
(3) 障害児相談支援サービス .....	43
3 地域生活支援事業の推進 .....	44
(1) 必須事業 .....	45
(2) 任意事業 .....	53
4 その他の活動指標 .....	57
(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	57
(2) 地域生活支援拠点等 .....	58
(3) 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	58
(4) 相談支援体制の充実・強化のための取組 .....	58
(5) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組 .....	59
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>60</b>
1 関係機関との連携 .....	60
2 P D C A サイクルによる評価と見直し .....	60

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

現在、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等のさまざまな要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化しています。また、難病、発達障害、高次脳機能障害といった様々な障がいへの対応も求められています。

国においては、「障害者権利条約」への批准に向けた過程において、「障害者基本法」の改正等を行い、批准後は「障害者権利条約」との整合性を図りながら、法令等の整備を進め、障がい者計画の策定の参考とすべき「障害者基本計画」については、本年3月に「第5次計画」の閣議決定を行いました。また、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活の実現を図るため、令和4年12月に「障害者総合支援法」等の改正を行い、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定めました。

このたびは「第6期南島原市障がい福祉計画及び第2期南島原市障がい児福祉計画」の計画期間の満了に伴い、国の障がい者施策の動向や、南島原市の障がい者の現状と課題を踏まえ、「第6期南島原市障がい福祉計画及び第2期南島原市障がい児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込み量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した目標の設定及びサービス見込み量の設定を行い、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期南島原市障がい福祉計画及び第3期南島原市障がい児福祉計画」を策定しました。

### ■国の障がい福祉施策をめぐる近年の動向

令和3年 6月	改正「障害者差別解消法」公布 ※民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 ※医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和4年 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ※障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布 ※基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和5年 3月	「障害者基本計画（第5次）」策定
5月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示

## 2 計画の位置づけ

### (1) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、南島原市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

#### **障害者総合支援法 第 88 条第 1 項**

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (2) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができます。

#### **児童福祉法 第 33 条の 20**

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (3) 本市が策定する他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた第 II 期南島原市総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、障がい者計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間とします。

## 4 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がいのある方」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

## 5 計画策定の体制

### （1）南島原市障害者計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、社会福祉関係者及び学識経験者等で構成された南島原市障害者計画等策定委員会を設置し、審議を重ねました。

### （2）福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、市民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、市内の事業所及び関係団体に向けたアンケート調査を実施しました。

### （3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、令和6年2月1日から令和6年3月1日にかけてパブリックコメントを実施しました。

## 6 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。



## 第2章 障がい者を取り巻く状況

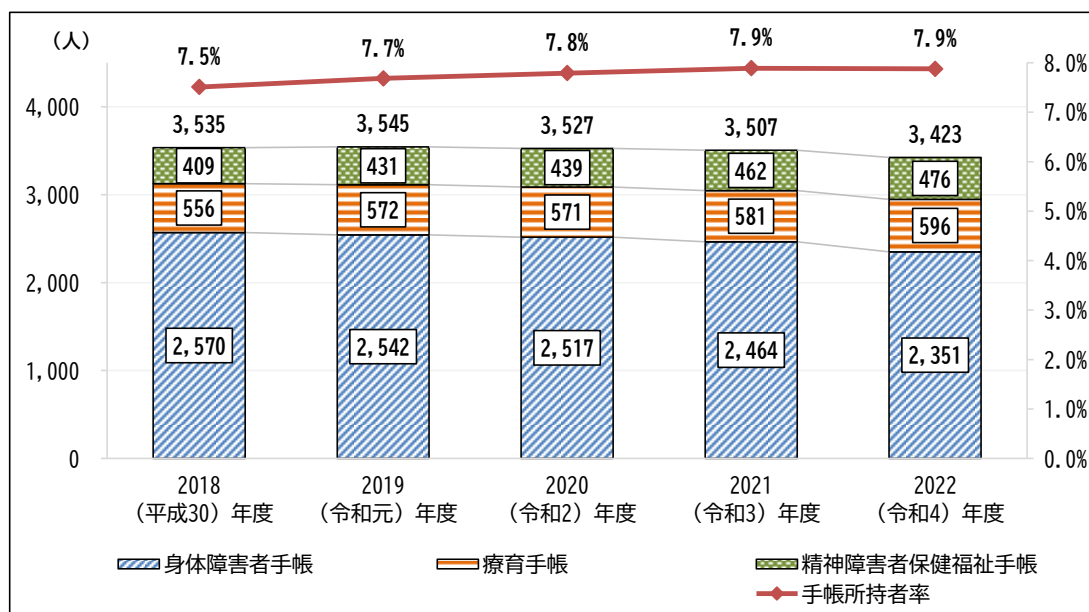
### 1 障がい者等の状況

#### (1) 各種障害者手帳所持者数の推移

各種手帳の所持者数について、全体では平成30年の3,535人から、令和4年では3,423人と緩やかな減少傾向で推移しています。

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向で推移しています。

南島原市における各種手帳所持者数の推移



出典：福祉課資料

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	2,570	2,542	2,517	2,464	2,351
療育手帳	556	572	571	581	596
精神障害者保健福祉手帳	409	431	439	462	476
合計	3,535	3,545	3,527	3,507	3,423

資料：各年度末現在

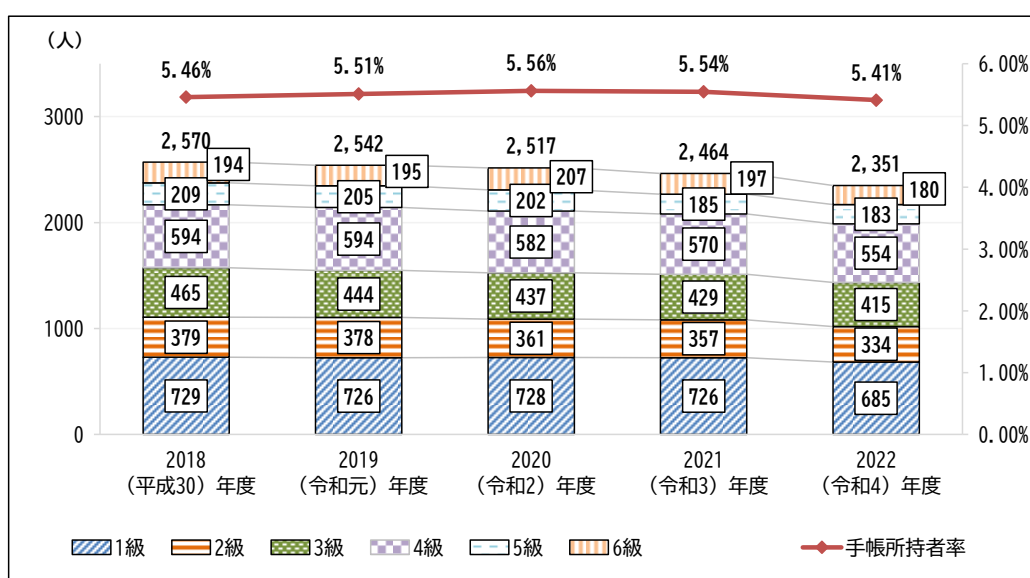
## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を障害程度等級別で見ると、全ての等級においておおむね減少傾向で推移しています。

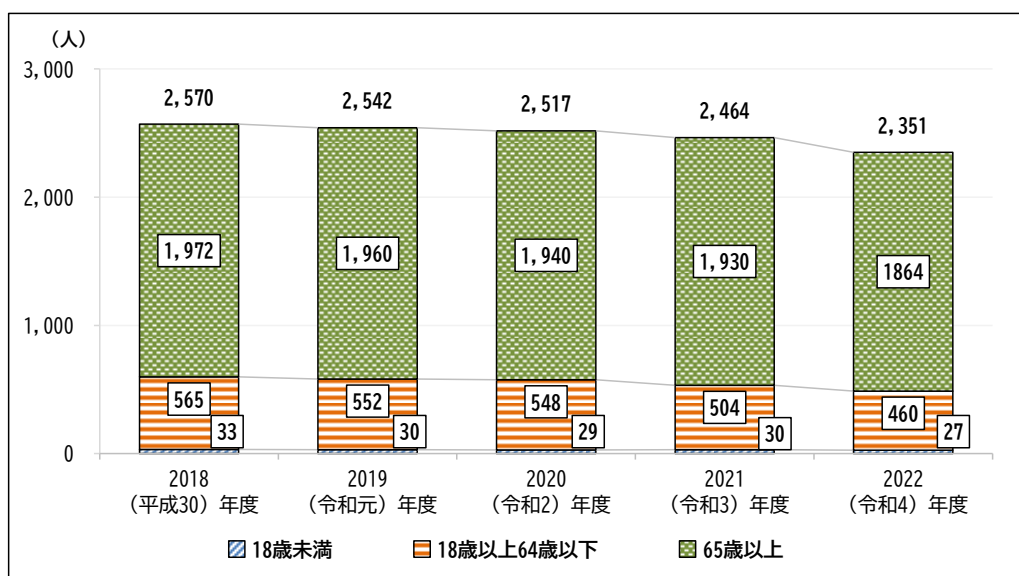
年齢別で見ると、3区分別でおおむね減少していますが、65歳以上の方の割合は他の年齢区分と比較して減少の割合が低くなっており、全体として障がい者の高齢化が進行している状況です。

障がい種別で見ると、「内部障がい」はほぼ横ばいで推移しており、その他の障がい種別はおおむね減少しています。

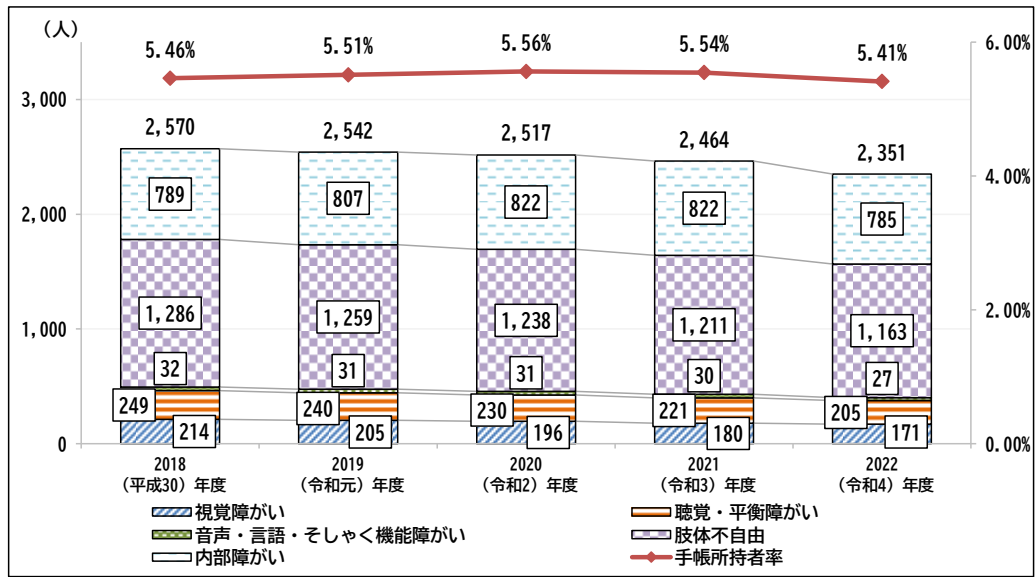
### 身体障害者手帳所持者数の等級別推移



### 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移



### 身体障害者手帳所持者数の種類別推移



		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		2,570	2,542	2,517	2,464	2,351
障害程度等級別	1級	729	726	728	726	685
	2級	379	378	361	357	334
	3級	465	444	437	429	415
	4級	594	594	582	570	554
	5級	209	205	202	185	183
	6級	194	195	207	197	180
年齢別	18歳未満	33	30	29	30	27
	18～64歳	565	552	548	504	460
	65歳以上	1,972	1,960	1,940	1,930	1,864
障がい種別	視覚障がい	214	205	196	180	171
	聴覚・平衡機能障がい	249	240	230	221	205
	音声・言語・そしゃく機能障がい	32	31	31	30	27
	肢体不自由	1,286	1,259	1,238	1,211	1,163
	内部障がい	789	807	822	822	785

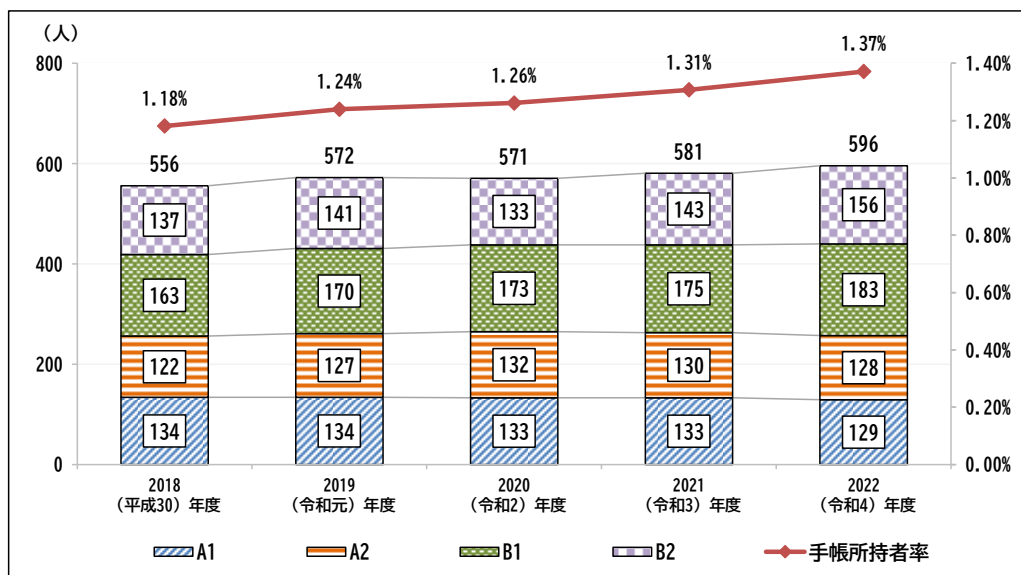
資料：各年度末現在

### (3) 療育手帳所持者の状況

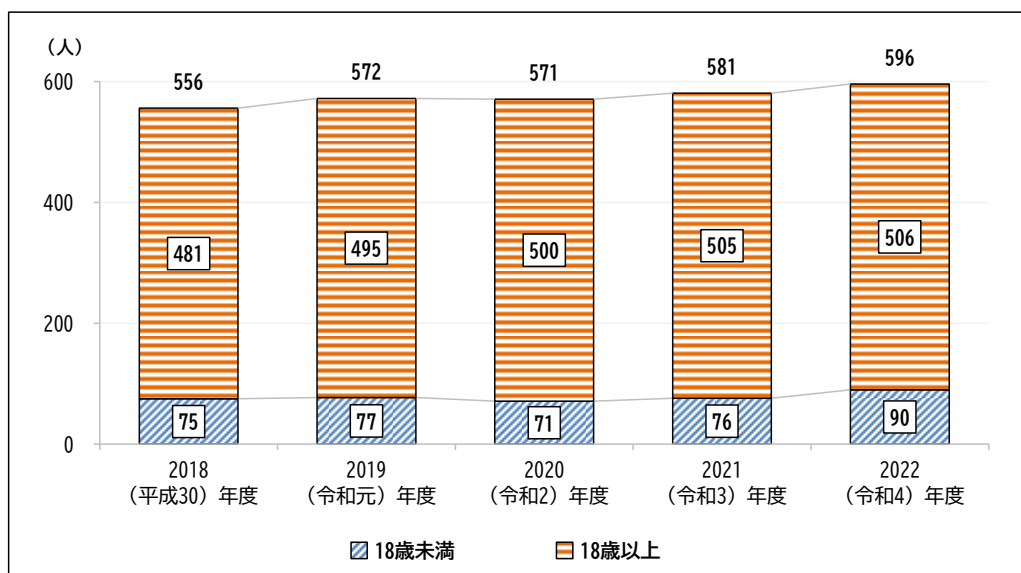
療育手帳所持者数を障害程度別で見ると、「A1」は減少傾向、「A2」はほぼ横ばいですが、「B1」及び「B2」は増加傾向にあります。

年齢別で見ると、「18歳未満」はほぼ横ばいでしたが、令和4年度では増加し90人となっています。18歳以上でも増加傾向にあります。

#### 療育手帳所持者数の程度別推移



#### 療育手帳所持者数の年齢別推移



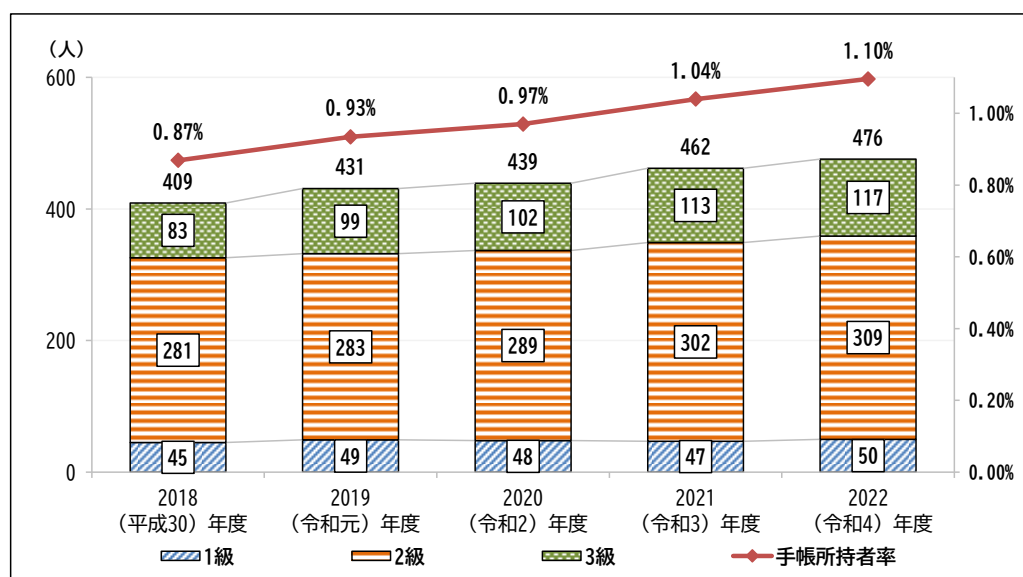
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		556	572	571	581	596
障害程度別	A1	134	134	133	133	129
	A2	122	127	132	130	128
	B1	163	170	173	175	183
	B2	137	141	133	143	156
年齢別	18歳未満	75	77	71	76	90
	18歳以上	481	495	500	505	506

資料：各年度末現在

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害等級別で見ると、全ての等級で増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移



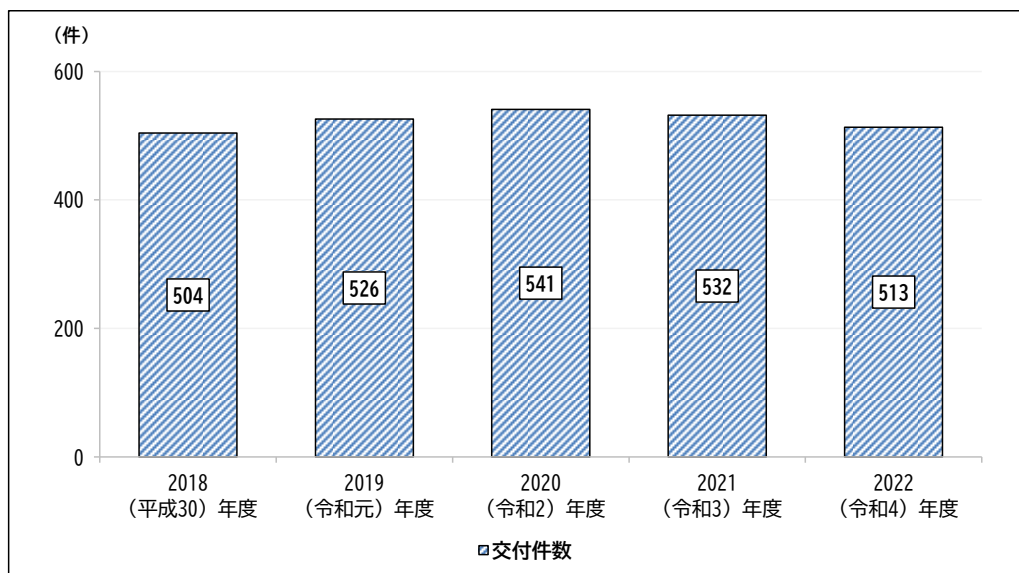
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		409	431	439	462	476
障害等級別	1級	45	49	48	47	50
	2級	281	283	289	302	309
	3級	83	99	102	113	117

資料：各年度末現在

## (5) 難病患者の状況

特定疾患医療費受給者交付件数の推移については、平成30年度から令和2年度までは増加傾向でしたが、その後減少傾向となり、令和4年度には513件となっています。

特定疾患医療費受給者交付件数の推移



### ■特定疾患医療費受給者証交付証交付件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患医療受給者証交付件数	504	526	541	532	513

資料：各年度末現在

## 2 障がい児の状況

### (1) 就学前の障がい児の状況

就学前の児童の障害者手帳所持者は、令和2年度には12人まで増加していましたが、令和4年度では7人と5人減少しています。

保育所等の障がい児等の受け入れ状況は、令和3年度には16人まで増加していましたが、令和5年度では9人となっています。

### ■就学前障害者手帳所持者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	4	5	4	4
療育手帳所持者	5	7	4	3
合計	9	12	8	7

資料：各年度末現在

## ■保育所等の障がい児等の受け入れ状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	11	14	14	7	7
幼稚園	0				
認定こども園	1	0	2	1	2
合計	12	14	16	8	9

※市内の幼稚園は、令和2年度より認定こども園に移行しています。

資料：各年度5月1日現在

## (2) 就学している障がい児の状況

特別支援学校の児童数・生徒数の状況については、島原市、雲仙市等に在学している状況です。

市内の特別支援学級の状況については、ほぼ横ばいで推移しています。

放課後児童クラブの障がい児受け入れ状況については、令和3年度から2か所になり、受け入れ人数は2人となっています。

## ■特別支援学校の児童数・生徒数の状況

学校名	所在地	南島原市からの在学者数(人)			
		小学部	中学部	高等部	計
長崎県立島原特別支援学校	島原市	14	8	18	40
長崎県立島原特別支援学校南串山分教室	雲仙市	3	3		6
長崎県立虹の原特別支援学校	大村市	0	0	2	2
長崎県立川棚特別支援学校	川棚町	0	0	0	0
長崎県立希望が丘高等特別支援学校	諫早市			1	1
長崎県立鶴南特別支援学校	長崎市	0	0	0	0
長崎県立盲学校	時津町	0	0	0	0
長崎県立諫早特別支援学校	諫早市	0	0	1	1
長崎県立諫早東特別支援学校	諫早市	0	1		1
合計		17	12	22	51

資料：令和5年5月1日現在

■市内の特別支援学級の状況

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
知的障害	小学生	学級数	15	15	15	10	12
		人数(人)	35	35	41	34	34
	中学生	学級数	5	6	7	7	6
		人数(人)	14	15	13	19	15
自閉症・情緒障害	小学生	学級数	12	12	10	12	11
		人数(人)	26	25	24	25	26
	中学生	学級数	4	7	7	7	7
		人数(人)	10	11	14	17	14
肢体不自由	小学生	学級数	2	2	0	0	1
		人数(人)	2	2	0	0	1
	中学生	学級数	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	小学生	学級数	1	1	2	2	2
		人数(人)	2	1	3	3	3
	中学生	学級数	1	1	1	0	0
		人数(人)	1	1	1	0	0
言語障害	小学生	学級数	0	0	1	1	1
		人数(人)	0	0	1	1	1
	中学生	学級数	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0

資料：各年度末現在

■放課後児童クラブの障がい児受け入れ状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受け入れ人数(人)	1	1	2	2
受け入れクラブ数(箇所)	1	1	2	2
市内の全クラブ数	23	25	26	26

資料：各年度末現在



### 3 調査結果の概要

#### (1) 調査の目的

南島原市では、現在、令和6年度を初年度とする「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の策定に取り組んでいます。

計画の策定にあたり、サービス提供事業者の事業の状況や今後の事業展開、障がいのある人の現状などをお聞きし、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の障がい福祉施策の推進に役立てるためアンケート調査を実施します。

#### (2) 調査の実施要領

○調査時期

令和5年11月

○調査対象者及び調査方法

主に南島原市に運営主体及び事業所を有する法人等を対象に、郵送配布・回収を行いました。

#### (3) 配布数・回答数

調査対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい福祉サービス事業者	62件	31件	50.0%

#### (4) 調査結果利用上の注意

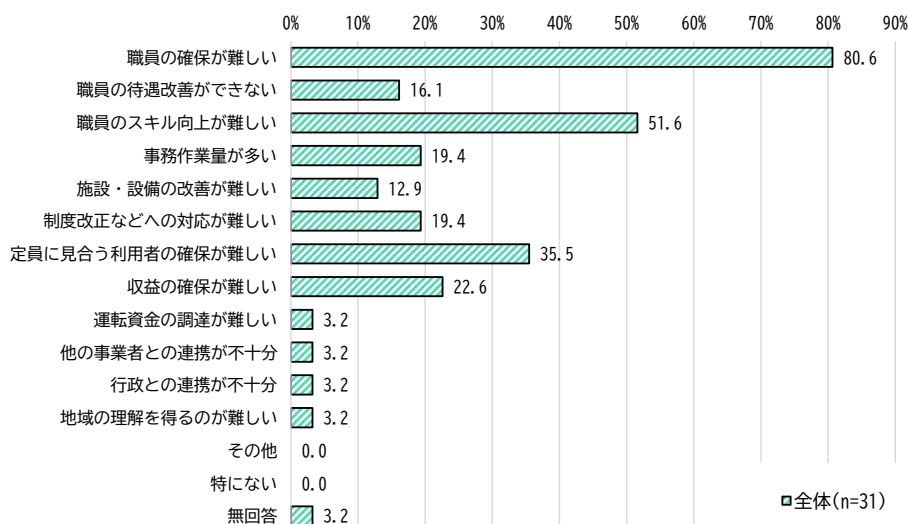
- ・各設問のnは、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記しています。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

## (5) 調査結果 (抜粋)

### ①事業運営について

○貴団体を経営していく上で問題となっていることは何ですか。(複数回答)

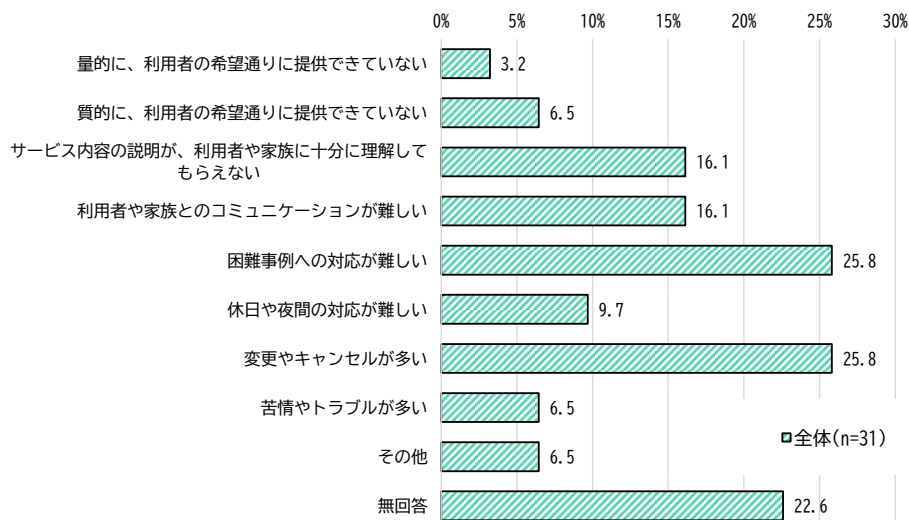
団体の経営上で問題となっていることについては、「職員の確保が難しい」が80.6%と最も高く、次いで「職員のスキル向上が難しい」51.6%、「定員に見合う利用者の確保が難しい」35.5%となっています。



### ②サービスの提供について

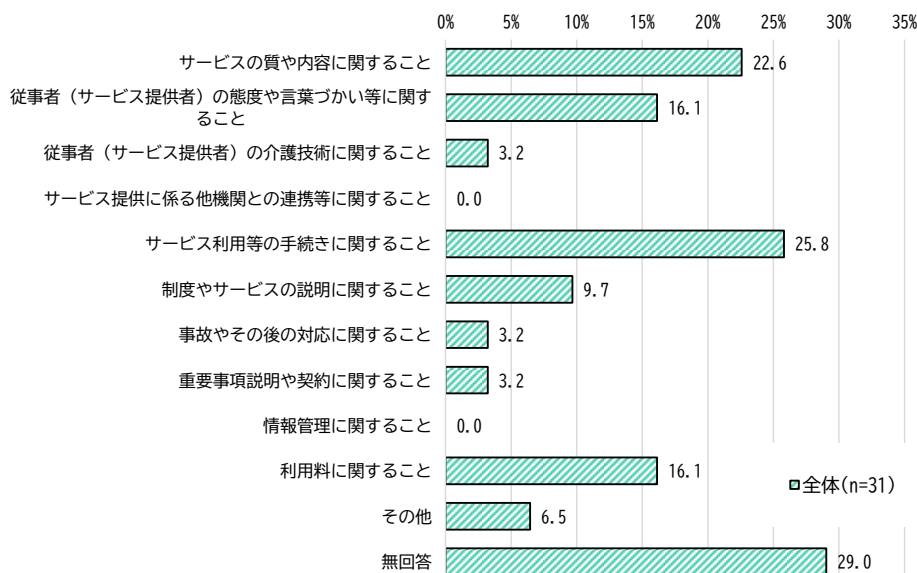
○貴団体において、サービスを提供する上で課題となっていることは何ですか。(単数回答)

サービス提供上の課題については、「困難事例への対応が難しい」・「変更やキャンセルが多い」がともに25.8%と最も高く、次いで「サービス内容の説明が、利用者や家族に十分に理解してもらえない」・「利用者や家族とのコミュニケーションが難しい」がともに16.1%、「休日や夜間の対応が難しい」9.7%となっています。



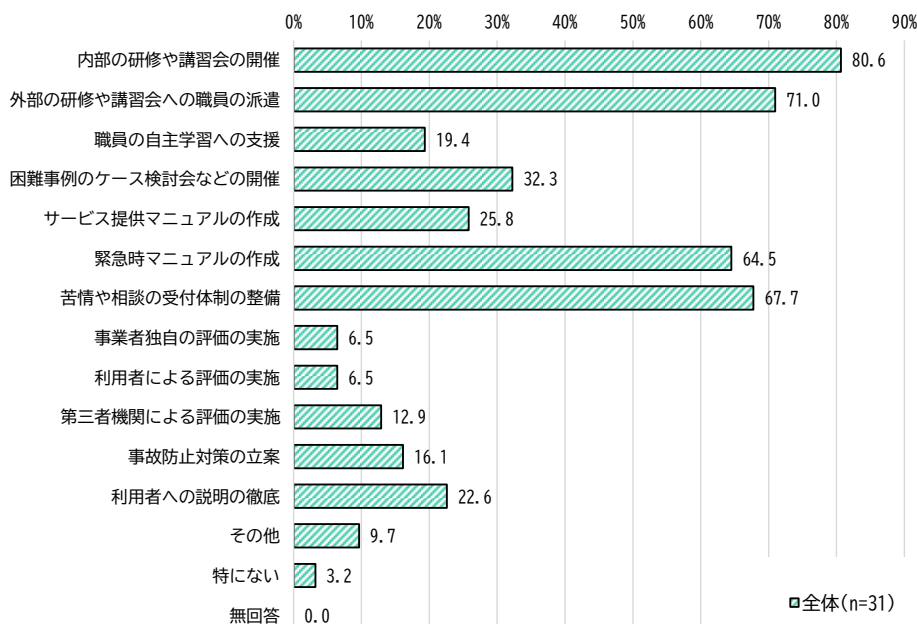
○貴団体では、サービス利用について利用者やご家族からどのような相談や苦情を受けることがありますか。(複数回答)

サービスの利用者・ご家族からの相談・苦情の内容については、「サービス利用等の手続きに関すること」が25.8%と最も多く、次いで「サービスの質や内容に関すること」22.6%、「従事者（サービス提供者）の態度や言葉づかい等に関すること」16.1%となっています。



○貴団体では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。(複数回答)

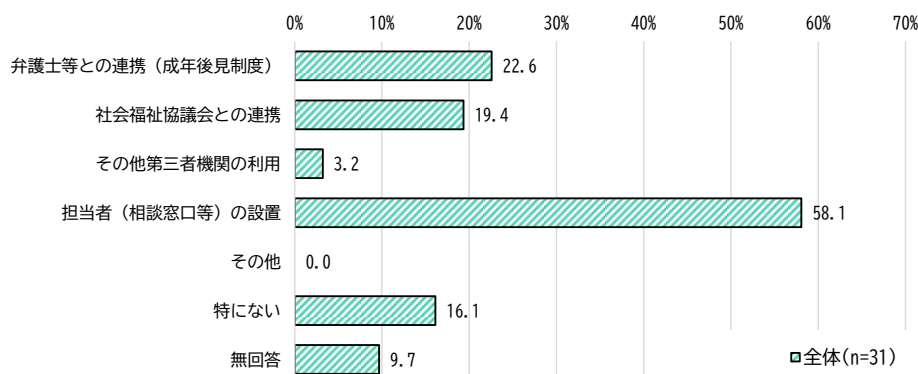
サービス向上のための取り組みについては、「内部の研修や講習会の開催」が80.6%と最も高く、次いで「外部の研修や講習会への職員の派遣」71.0%、「苦情や相談の受付体制の整備」67.7%となっています。



### ③利用者本位のしくみづくりについて

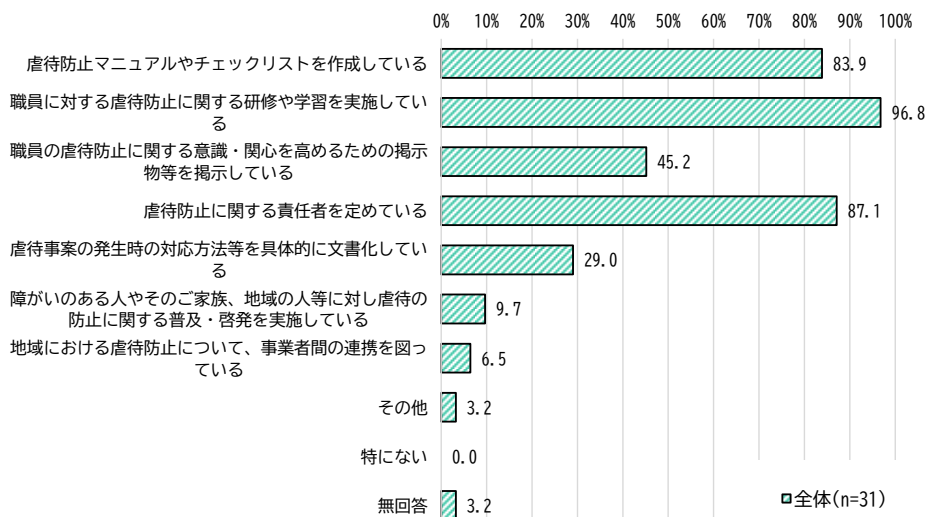
#### ○利用者の権利擁護について実施していることはありますか。(複数回答)

利用者の権利擁護の対応では、「担当者（相談窓口等）の設置」が58.1%と最も高く、次いで「弁護士等との連携（成年後見制度）」22.6%、「社会福祉協議会との連携」19.4%となっています。



#### ○障がいのある人の虐待防止に向けて取り組んでいることはありますか。(複数回答)

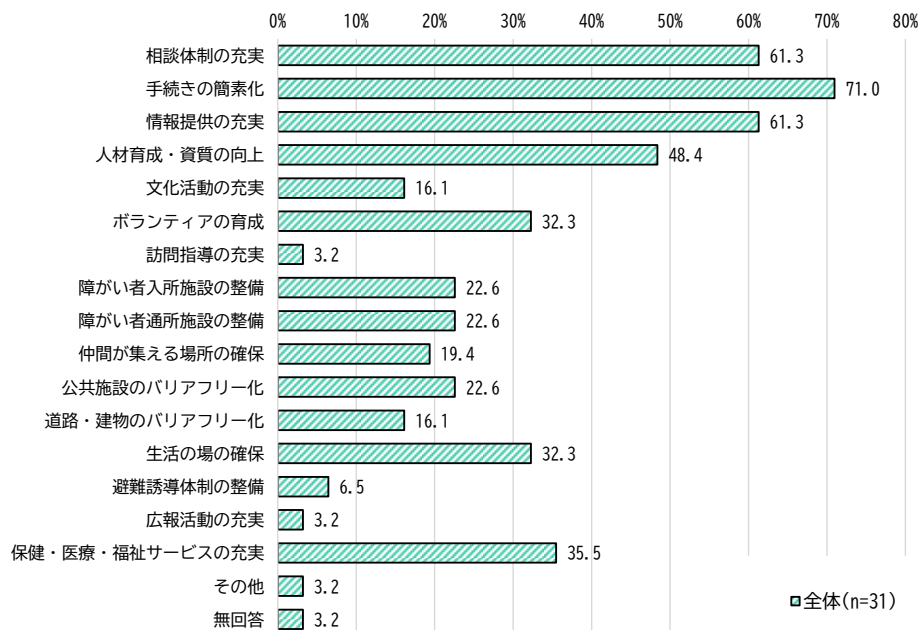
障がいのある人の虐待防止への取り組みについては、「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」が96.8%と最も高く、次いで「虐待防止に関する責任者を定めている」87.1%、「虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している」83.9%となっています。



#### ④障がいのある人を取り巻く環境について

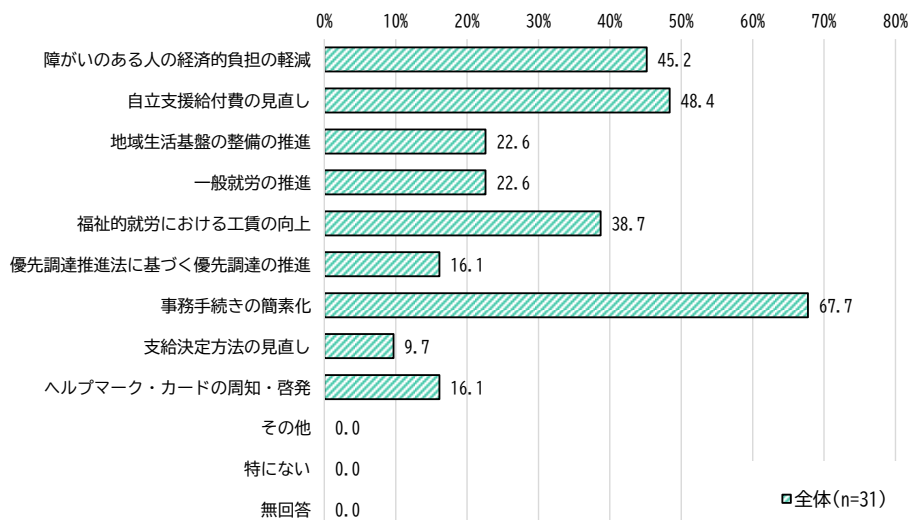
○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。(複数回答)

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりについては、「手続きの簡素化」が71.0%と最も高く、次いで「相談体制の充実」・「情報提供の充実」がともに61.3%、「人材育成・資質の向上」48.4%となっています。



問16 貴団体では、南島原市が行う障がい者福祉施策について、今後どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

障がい者福祉施策の今後の実施に必要な内容については、「事務手続きの簡素化」が67.7%と最も高く、次いで「自立支援給付費の見直し」48.4%、「障がいがある人の経済的負担の軽減」45.2%となっています。



## 第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標について、評価を行った結果は以下のとおりです。

### 1 第6期障がい福祉計画の実施状況

#### 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、利用者の高齢化・重度化により受け皿となるグループホームでの対応が困難である場合が多く、重ねて日中支援型グループホームが少ないため、目標を達成することができませんでした。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、令和5年度末までにグループホーム等に移行する人数)	5人	0人
施設入所者数の削減数 (令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の施設入所者数の削減数)	2人	0人

#### 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、目標設定及び評価の実施回数ともに目標に達しています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 (令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数)	1箇所	1箇所
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 (令和5年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数)	1回	2回

### 成果目標3 地域生活拠点等における機能の充実

地域生活支援拠点等の確保数に関する成果目標については、拠点等の確保及び運用状況に係る検証・検討の場の開催回数ともに目標に達しています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活支援拠点等の確保数 (令和5年度末の地域生活支援拠点の箇所数)	1か所	1か所
目標年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数 (令和5年度における検証・検討の場の開催回数)	1回	1回

### 成果目標4 福祉生活から一般就労への移行等

令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大で経済活動が沈滞し、雇用の機会が減少しています。本市では就労移行支援の利用者が少なく(令和5年度:1人)、就労定着支援の利用者がいないため、目標を達成することができませんでした。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 (令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数)	1人	0人
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数 (令和5年度の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数)	1人	0人
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数 (令和5年度の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数)	1人	0人
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合 (令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合)	70%	0%
就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合 (令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合)	70%	0%

## 成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの等の設置については、計画期間内において未設置となっておりますが、自立支援協議会の各専門部会において具体的な課題を話し合い、相談支援事業所との連携は図られています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無 (令和5年度末時点における相談支援体制の有無)	有	無

## 成果目標6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築については、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数は達成できませんでしたが、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果の共有については目標を達成しています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数 (令和5年度における参加人数)	4人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無 (令和5年度における体制の有無)	有	有



## 2 第2期障がい児福祉計画の実施状況

### 成果目標 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターの設置については、市内の児童発達支援事業所の稼働が減少し、センターへの移行促しを行っていないため、計画期間内において未設置となっています。

保育所訪問支援の実施体制や放課後等デイサービス事業所の確保は目標に達していません。

重症心身障がい児の支援体制については放課後等デイサービス事業所の確保数は達成していますが、児童発達支援事業所の確保数については利用者数、事業所の稼働の減少により未達成となっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
児童発達支援センター設置数 (令和5年度末時点における設置数)	1箇所	0箇所
保育所等訪問支援の実施体制 (保育所等訪問支援の実施体制)	1箇所	1箇所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数 (令和5年度末時点における確保数)	1箇所	0箇所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数 (令和5年度末時点における確保数)	1箇所	3箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 (令和5年度末時点における関係機関の協議の場の年間開催回数)	1回	1回
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 (令和5年度末時点における配置数)	1人	0人

## 第4章 計画の基本理念

### 1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることとなります。「第4期南島原市障がい者計画 第6期南島原市障がい福祉計画及び第2期南島原市障がい児福祉計画」では、「障がいのある人もない人も共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現」を基本理念とし、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、積極的に社会に参加できる南島原市を目指して、様々な取組みを推進しています。

本計画においても、前計画の基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現」を基本理念として掲げ、様々な障がい福祉サービスの充実を図ります。

#### 【基本理念】

障がいのある人もない人も  
共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現

## 2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

共生社会を実現するためには、障がいの自己決定を尊重し、障がい者が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことができるように、今後も引き続き障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

訪問系サービス及び日中活動系サービスを希望する障がい者へサービスの提供を保障するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練等を推進するなど、地域生活への円滑な移行を推進します。

## 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が、障がいやその影響による問題を解決し、自立した日常生活や社会生活を営むために、様々なニーズに対応することができる相談支援体制の整備に努めます。

障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げることができるように、行政と相談支援事業者、関係団体等の更なる連携強化を推進します。

## 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児一人ひとりの障がいや発達の状態に応じて、乳幼児期から学校卒業まで必要な支援を受けることができる体制整備に努めます。

そのためには、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できる支援体制の整備が必要であることから、児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の整備検討や、障がい児も利用できる地域生活支援事業の充実を推進します。

## 第5章 本計画における目標値の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

#### (1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	
○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づいて、6%以上（5人以上）を地域生活に移行すべき本計画では、本市の実情を考慮し、令和8年度末時点で施設入所者の5人以上が地域生活へ移行することを目指します。	
具体的な取組	
○施設入所者の地域生活への移行を円滑に進めるために、障害区分認定調査時に、本人や関係機関と今後移行が可能か協議をし、移行が可能な利用者には段階的に施設からグループホーム、次はグループホームから一般住宅へとステップアップができるような支援の環境作りを推進します。	

成果目標		考え方
(現状) 施設入所者数	89人	令和4年度末時点の入所者数
(目標) 目標年度の地域移行者数	5人	令和8年度末の施設入所からグループホーム等への移行者数見込み

#### (2) 施設入所者数の削減

国の基本指針	
○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
目標設定の考え方	
国の基本指針に基づいて、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとし、令和8年度末時点の施設入所者数を5人とします。	
具体的な取組	
○障がい者の地域での暮らしをサポートし個々のニーズに対応できるよう、訪問系サービス・日中活動系サービス等の確保や相談支援体制の充実を図ります。	

成果目標		考え方
(現状) 施設入所者数	89人	令和4年度末時点の入所者数
(目標) 目標年度の施設入所者数	84人	令和8年度末の施設入所者数
(目標) 削減見込み	5人	令和8年度末の削減見込み数

## 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標設定の考え方
<p>国の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。</p>
具体的な取組
<p>○長期入院の高齢者が多く、退院して地域で生活するためには、医療、保健、福祉等関係機関の連携が必要なことから、自立支援協議会の地域移行・地域定着支援部会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について継続して協議します。</p>

成果目標		考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	令和8年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	令和8年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

### 3 地域生活支援の充実

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>令和3年度から面的整備により、地域生活支援拠点の必要な5つの機能のうち、「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」の2つを整備しています。今後、地域のニーズを見ながら他の3つの機能についても検討していきます。</p>
具体的な取組
<p>○自立支援協議会の地域生活支援部会において、運用状況の検証・検討を行います。</p>

成果目標		考え方
目標年度の地域生活支援拠点等の確保数	有	令和3年度に確保済
目標年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回	令和5年度における検証・検討の場の開催回数
強度行動障がい等を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	有	令和8年度末時点の支援体制の有無

## 4 福祉生活から一般就労等への移行状況

### (1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針
<p>○令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数から 1.28 倍以上とするともに、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数のそれぞれ 1.31 倍・1.29 倍・1.28 倍とすることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数が1人となっていることから、本市では基本指針に基づいて、本計画において6人以上とすることを目標とします。</p> <p>また、令和8年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数についても、令和3年度の一般就労移行者数が1人であるため、それぞれ2人以上とすることを目標とします。</p>
具体的な取組
<p>○障がい者の方々の就労機会を確保するため、一般事業所への職場実習に要する交通費の助成と実習奨励金の制度を設けます。</p> <p>○自立支援協議会の就労支援部会において、各分野での障がい者雇用について情報共有を行い、連携を強化し就労支援に努めます。</p>

成果目標		考え方	
(実績) 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	1人	令和3年度の実績	
目標年度の一般就労の移行者数	6人	令和8年度の一般就労移行者数	
内訳	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	2人	令和8年度の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	2人	令和8年度の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数

## (2) 就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
<p>○令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合を 50%以上とすることを基本とする。</p> <p>○令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の 1.41 倍以上とするとともに、令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合を 25%以上とすることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>国の基本指針に基づき、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合の目標値を 50%とします。</p> <p>さらに、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数の目標値を 1 人とするとともに、令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合の目標値を 25%以上とします。</p>
具体的な取組
<p>○就労移行支援事業所等を利用する障がいのある方が、地域社会において自立した生活が送れるよう、ハローワークや障害者就労・生活支援センターと連携して、より多く一般就労できるよう支援します。</p> <p>○一般就労をした人に対し、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を目指します。</p>

成果目標		考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上	令和8年度の割合
就労定着支援事業の利用者数	1 人	令和8年度の人数
過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上	令和8年度の割合



## 5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、全ての市町村において、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進する体制を構築することを目標とする。</p>
目標設定の考え方
<p>本市では、児童発達支援センターについては1か所設置していましたが、諸事情により令和元年度から事業を廃止している状況です。今後は計画年度内において市単独又は県南圏域で設置することを目標として検討・調整を進めます。</p> <p>国の基本指針では、令和8年度末時点における児童発達支援センターの設置と障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目標とすることから、今後は計画年度内において市単独又は県南圏域で体制を構築することを目標として検討・調整を進めます。</p>
具体的な取組
<p>○児童発達支援センターの設置にむけて、本市にある資源でどのくらいの規模の児童発達支援センターができるのか、また本市の規模で求められる機能を調査し、その規模にあった機能の設置を目標として、関係機関と検討・調査を進めます。</p>

成果目標		考え方
児童発達支援センター設置数	市単独又は県南圏域で1箇所	令和8年度末時点における設置数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	有	令和8年度末時点における設置数

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保することを基本とする。</p> <p>○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>現在の体制を維持するとともに、相談支援体制の更なる充実と強化のために、市単独又は県南圏域で体制を構築することを目標として検討・調整を進めます。</p>
具体的な取組
<p>○基幹相談支援センターの設置にむけて、本市にある資源でどのくらいの規模の基幹相談支援センターができるのか、また本市の規模で求められる機能を調査し、その規模にあった機能の設置を目標として、関係機関と検討・調査を進めます。</p>

成果目標		考え方
基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	令和8年度末時点における相談支援体制体制の有無
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	令和8年度における件数
基幹相談支援センター等における相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	令和8年度における回数
基幹相談支援センター等における個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	令和8年度における回数
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	令和8年度における配置数
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1回	令和8年度における回数
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	1か所	令和8年度における参加数
自立支援協議会における専門部会の設置数	4部会	令和8年度における部会数
自立支援協議会における専門部会の実施回数	20回	令和8年度における回数

## 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
目標設定の考え方
国の基本指針に基づき、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとし、これらに関する目標をそれぞれ定めます。
具体的な取組
○障がい者が真に必要なサービスを適切に提供できるよう、県が実施する各種研修会へ積極的に参加をし、障害福祉サービス事業所等との情報共有及び連携強化を推進します。

成果目標		考え方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	2人	令和8年度における参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有	令和8年度における体制の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	1回	令和8年度における実施回数

## 第6章 障がい福祉サービスの見込み量

### 【単位】

人／日：1月あたり利用実人数	回／年：1年あたり実施回数
人日／月：1月当たり延べ利用者数	件／年：1年当たり件数
時間／年：1年当たり利用時間	

## 1 障がい福祉サービスの見込み量

### (1) 訪問系サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人（障害支援区分3以上）	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

## ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①居宅介護	人/月	—	64	—	59	—	45
	時間/月	—	1,184	—	1,079	—	1,049
②重度訪問介護	人/月	—	1	—	1	—	0
	時間/月	—	52	—	24	—	0
③同行援護	人/月	—	3	—	4	—	3
	時間/月	—	13	—	17	—	15
④行動援護	人/月	—	6	—	6	—	4
	時間/月	—	22	—	23	—	28
⑤重度障害者等包括支援	人/月	—	0	—	0	—	0
	時間/月	—	0	—	0	—	0
合計	人/月	72	74	76	70	79	52
	時間/月	1,080	1,271	1,140	1,143	1,185	1,092

## ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	人/月	60	65	70
	時間/月	1,380	1,495	1,610
②重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	50	50	50
③同行援護	人/月	3	4	5
	時間/月	15	20	25
④行動援護	人/月	3	4	5
	時間/月	15	20	25
⑤重度障害者等包括支援	人/月	6	7	8
	時間/月	24	28	32

#### ④見込量確保のための方策

- サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供していきます。
- 福祉サービス事業者や医療機関等の連携を強化し、適切な支援に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、①49歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。）障がい者。	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。 (雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ①ALS患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分5以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所	①障害支援区分が区分1以上の人 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

## ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	207	206	209	209	212	190
	人日/月	3,933	3,903	3,971	3,933	4,028	3,817
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	8	4	8	4	2
	人日/月	100	108	80	57	80	15
就労移行支援	人/月	6	7	5	4	5	1
	人日/月	120	30	100	61	100	20
就労継続支援 (A型)	人/月	47	57	48	54	49	58
	人日/月	1,034	1,031	1,056	1,068	1,078	1,206
就労継続支援 (B型)	人/月	189	205	202	204	216	197
	人日/月	3,780	3,582	4,040	3,595	4,320	3,787
就労定着支援	人/年	1	1	1	0	1	0
療養介護	人/年	25	26	25	24	26	19
短期入所(福祉型)	人/月	—	28	—	33	—	19
	人日/月	—	138	—	144	—	211
短期入所(医療型)	人/月	—	5	—	4	—	4
	人日/月	—	12	—	11	—	16
短期入所(合計)	人/月	26	33	27	37	29	23
	人日/月	208	150	216	155	232	227



### ③サービスの見込量

種 類	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	人/月	211	213	215
	人日/月	3,938	3,976	4,015
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	8	8	8
	人日/月	160	160	160
就労選択支援	人/月	0	3	4
	人日/月	0	60	80
就労移行支援	人/月	7	8	8
	人日/月	140	160	160
就労継続支援（A型）	人/月	58	62	67
	人日/月	1,146	1,228	1,316
就労継続支援（B型）	人/月	220	238	257
	人日/月	4,092	4,418	4,770
就労定着支援	人/年	1	1	1
療養介護	人/年	24	24	24
短期入所（福祉型）	人/月	38	44	50
	人日/月	210	241	277
短期入所（医療型）	人/月	5	5	5
	人日/月	20	20	20

### ④見込量確保のための方策

- サービス利用者一人ひとりのニーズに対応したサービスが質・量共に確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。
- 就労移行支援、就労継続支援A型・B型については、公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの構築を図り、サービス提供体制の整備を進めます。

### (3) 居住系サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助(グループホーム)	人/月	168	193	172	196	177	185

#### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人/月	216	237	261

#### ④見込量確保のための方策

- 高齢化する障がい者の親亡き後を見据えた支援体制の構築等、障がい者が安心して地域に定着できるよう、家族、障害福祉サービス事業所、病院等の関係機関と情報の交換・共有を密にして適切なサービス提供に努めます。

## (4) 入所系サービス

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

### ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
施設入所支援	人/月	80	88	79	89	78	85

### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	84	84	84

### ④見込量確保のための方策

- 入所者等の生活状況を考慮し、各関係機関との連携を図り、地域生活への移行が可能な利用者への支援が徐々にステップアップできるような環境作りを推進します。

## (5) 相談支援

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<p>障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者</p> <p>・障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者</p>	<p>(1) サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>(2) 継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	<p>障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者</p> <p>・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者</p>	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者</p>	<p>対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

### ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	119	111	148	110	185	108
地域移行支援	人/月	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

### ③サービスの見込量

種 類	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人/月	110	115	120
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	1	1	1

### ④見込量確保のための方策

- 相談支援専門員の人材確保と質の向上に努めます。
- 地域移行支援・地域定着支援の利用はありませんが、今後、地域生活への移行の利用者も見込まれることから、制度の周知と情報提供を図ります。

## 2 障がい児福祉サービスの見込み量

### (1) 障害児通所系サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	37	40	37	38	38	14
	人日/月	111	105	111	101	114	64
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	166	118	223	121	299	123
	人日/月	1,494	1,485	2,007	1,567	2,691	1,878

#### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	41	45	49
	人日/月	107	117	127
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	125	128	131
	人日/月	1,909	1,954	2,000

#### ④見込量確保のための方策

○障がい児の発達を支援する観点から、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援体制の構築のため、関係機関とのさらなる連携と体制の強化に努めます。

## (2) 障害児訪問系サービス

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
保育所等訪問支援	人/月	4	2	5	1	6	1
	人日/月	4	4	5	3	6	1

### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人/月	3	3	3
	人日/月	3	3	3

#### ④見込量確保のための方策

○障がい児の発達を支援する観点から、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援体制の構築のため、関係機関とのさらなる連携と体制の強化に努めます。

### (3) 障害児相談支援サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
障害児相談支援	障がい児通所サービスを希望する児童	<p>■障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>■継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害児相談支援	人/月	53	33	83	34	129	22

#### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	30	30	30

#### ④見込量確保のための方策

- 切れ目のない一貫した効果的な支援体制を構築するために、関係機関との情報共有や連携構築等に努め、相談支援体制の充実を図ります。



### 3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

必須事業と実施している任意事業は、以下の通りです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
	(5) 意思疎通支援事業
	(6) 日常生活用具給付等事業
	(7) 手話奉仕員養成研修事業
	(8) 移動支援事業
	(9) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 訪問入浴サービス事業
	(2) 日中一時支援事業
	(3) 福祉ホーム事業
	(4) 社会参加促進事業

## (1) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

#### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。

#### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
理解啓発研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

#### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

#### 【見込量確保のための方策】

○障がい者に関するマークの紹介、県南圏域で行われる各種障がい者に関わるイベントの紹介等をホームページや広報紙及び市政出前講座を活用し、ノーマライゼーションの普及・啓発を行います。

### ②自発的活動支援事業

#### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

### 【見込量確保のための方策】

- 障がい者の安全・安心な生活の充実に向けた地域における活動について、状況を適宜把握するとともに、その活動を支援します。
- 関係団体の自発的活動に対し、事務的な支援を行うほか、事業の名義後援等を行います。また、障がい者団体等の活動が、今後も安定して継続されるよう引き続き支援します。

## ③相談支援事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、介護者等	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
基幹相談支援センター		地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業		市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。
住宅入居等支援事業		障がい者が一般住宅に入居する際に、入居に必要な調整や家主等への相談・助言といった支援を行います。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	実施の有無	無	無	有	無	有	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	無	有	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有	無	有	無

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	実施の有無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有

### 【見込量確保のための方策】

○相談支援事業の周知を図り、障がい者やその家族の不安や不便さを少しでも解消できるような相談支援体制の充実に努めます。

#### ④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

##### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者	障がい福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

##### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	10	5	5	5	7

##### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	10	10	10

##### 【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度の利用について必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、その費用の全部または一部について補助を行います。
- 南島原成年後見センター（南島原市社会福祉協議会）と連携し、制度の理解促進を図り、利用者の拡大や法人後見事業の推進を行います。

## ⑤意思疎通支援事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業	回/年	720	671	730	808	740	700
要約筆記者派遣事業	回/年	20	27	22	37	24	32

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	回/年	770	770	770
要約筆記者派遣事業	回/年	32	32	32

### 【見込量確保のための方策】

○講習会等を通じて人材の確保と質の向上を図り、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう事業内容の周知に努めます。

## ⑥日常生活用具給付等事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等であって当該用具を必要とする者	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める 6 種の給付・貸与が行われます。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	件/年	8	1	8	0	8	1
自立生活支援用具	件/年	13	10	13	4	13	3
在宅療養等支援用具	件/年	5	7	5	4	5	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	6	5	8	5	2
排泄管理支援用具	件/年	1,600	1,416	1,600	1,301	1,600	1,191
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	3	1	3	0	3	0

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	10	10	10
在宅療養棟支援用具	件/年	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	8	8
排泄管理支援用具	件/年	1,400	1,400	1,400
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	3	3	3

### 【見込量確保のための方策】

○事業の周知を図り、障がい者が安心して日常生活を送ることができるよう、障がいの特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。

## ⑦手話奉仕員養成研修事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	実施主体が適当と認めたもの	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修事業	修了（見込）者数	15	7	15	9	15	5

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了（見込）者数	10	8	10

### 【見込量確保のための方策】

○今後も手話奉仕員養成講座について、開催の周知を更に図るとともに、受講者の増加に努めます。

## ⑧移動支援事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
移動支援事業	市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。



【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業	人/年	8	6	9	7	10	8
	時間/年	560	432	630	503	700	544

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	10	11	12
	時間/年	680	750	820

【見込量確保のための方策】

○障がい者の社会参加や余暇活動を促すために、事業の周知に努めます。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
地域活動支援センター機能強化事業		障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	560	407	580	399	600	386

【サービスの見込量】

種 類	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2
	延べ人/年	400	400	400

【見込量確保のための方策】

○地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動等の機会を提供するとともに社会との交流の促進や地域生活支援の促進を図ります。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者手帳 1 級に該当する方であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する方またはこれに準ずる肢体不自由のある方で、家庭で入浴することが困難な方	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービスの実績】

種 類	単 位	第 6 期計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問入浴サービス事業	人/年	5	3	6	3	7	3

【サービスの見込量】

種 類	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問入浴サービス事業	人/年	5	5	5

【見込量確保のための方策】

○事業内容の周知に努め、利用促進を図ります。

## ②日中一時支援事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日中一時支援事業	日中において支援するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	人/年	10	3	10	2	10	5

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	10	10	10

### 【見込量確保のための方策】

○事業内容の周知に努め、利用促進を図ります。また、障がいの特性や状態にあわせた適切なサービス量が提供できるよう、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

## ③福祉ホーム事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
福祉ホーム事業	家庭環境、住居事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者の方	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉ホーム事業	人/年	2	2	2	2	2	2

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	人/年	2	2	2

【見込量確保のための方策】

○事業内容の周知に努めるとともに、必要なサービス量の確保に努めます。

④社会参加促進事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
社会参加促進事業	事業の実施により、社会参加が見込まれる障がい者等	手話通訳者・手話奉仕員の養成研修や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進します。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
レクリエーション活動等支援事業	人/年	150	53	150	86	150	111
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	1	2	1	2	1
生活訓練等事業	人/年	460	343	470	344	470	327
手話通訳者奉仕員登録件数	人/年	15	14	16	17	17	20

**【サービスの見込量】**

種 類	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
レクリエーション活動等支援事業	人/年	150	150	150
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	2	2
生活訓練等事業	人/年	470	470	470
手話通訳者奉仕員登録件数	人/年	21	22	23

**【見込量確保のための方策】**

○ニーズを把握し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、事業を周知し、利用の促進を図ります。

## 4 その他の活動指標

その他の活動指標について、国の基本指針等に基づき、以下のとおり設定し、各種施策等の推進を図ります。

### (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	4	2	2	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	43	22	22	40	40	40
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/年	62	66	70	75	78	75
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の自立自立訓練（生活訓練）利用者数	人/年	1	2	3	4	5	6

## (2) 地域生活支援拠点等

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
設置箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置数	人	0	0	0	0	0	1
検証・検討の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

## (3) 障がい児支援の提供体制の整備等

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	人	0	0	0	0	0	1

## (4) 相談支援体制の充実・強化のための取組

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	—	0	0	0	0	0	1
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	0	0	0	0	1
相談支援事業所の人材育成に対する支援件数	件/年	0	0	0	0	0	1
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0	0	0	1

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	か所	0	0	0	0	0	1
自立支援協議会における専門部会の設置数	部会	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会における専門部会の実施回数	回/年	19	19	19	19	19	20

#### （５）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加延べ人数	人/年	1	1	2	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	—	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1



## 第7章 計画の推進

### 1 関係機関との連携

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。福祉部門が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。障がい児についても、庁内関係各部門と連携を図りながら、支援が必要な子どもの健全育成に努めます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健・医療関係機関、教育関係機関、ボランティア団体等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

### 2 PDCAサイクルによる評価と見直し

本計画における目標数値及びサービス見込量については、PDCAサイクルを用いて、年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策等の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。また、必要があると認める場合には、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

